

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び繁殖に関する法律
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず
るおそれのある暴行を施し、又はそのおそれのある行為
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水を止め、暴行
し、その健康及び安全を維持することが困難な態様に
拘束し、又は別表第4号が定める適当でない方法で愛
護動物を飼養し、若しくは保管すること若しくはその
飼養、又は保管する愛護動物であつて疾病にかか
り、又は負傷したものの適切な措置を行わないこと、
若しくはその健康及び安全を維持することが困難な態
様に拘束された施設であつて自己の管理するものにおい
て飼養し、又は保管すること若しくはその健康及び安全
を維持することが困難な態様に拘束されたものは、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から
「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

動物の遺棄・虐待は